

4月から 福祉巡回バス(ハピネス号)の運行ルート・ダイヤが変わります!

ハピネス号は、4月3日(月)以降、新たなルートおよびダイヤでの運行になります。運行日などについては右記のとおりです。



新しいバス路線および時刻表については、「広報うみ」3月号とあわせて配布します。また、福祉課、各公共施設、ハピネス号内にも設置しています。

ハピネス号の運行に関するお問い合わせは、福祉課までお尋ねください。

現行のコース名	4月3日以降のコース名	新規バス停及び移設バス停
ひばりが丘・光正寺コース	ひばりが丘・貴船コース	県民の森、ひばりが丘1、ひばりが丘西口バス停、ひばりが丘2、ひばりが丘中央(移設)、ひばりが丘3
障子岳・とびたけコース	障子岳・とびたけコース	上ノ原調整池(移設)、宇美東小学校前、正法橋
若草・四王寺坂コース	ゆりが丘・若草コース	新成公民館前(移設)、宇美南中学校前、宇美南町民センター前、原田中央公民館前、原田中央
ゆりが丘・桜原コース	桜原・四王寺坂コース	浦田、桜原小学校前、神山手公民館前、早見石垣、鎌倉公民館前、新成

運行日	月曜日から金曜日及び日曜日
運休日	土曜日、国民の祝日、 年末年始(12月29日～1月3日) お盆(8月13日～15日)

※4月1日(土)は、運休日
※4月2日(日)は、バス乗務員研修のため、臨時運休日

問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎ 934-2278

国民健康保険証の更新について

現在交付している保険証の有効期限は、平成29年3月31日(金)までとなっています。4月1日(土)からの新しい保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送しています。3月末までに保険証が届かない場合は、国保医療係までご連絡ください。

問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎ 934-2241

子ども医療証 から ひとり親家庭等医療証 への切り替え手続きについて

4月から小学校に入学する児童がいるひとり親家庭などの方は、医療証の申請が必要です。対象者には3月下旬に案内文書を発送しますので、お手続きもれのないようにお願いします。なお、受付期間を過ぎてお手続きをされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、ご注意ください。

受付期間 4月3日(月)～4月28日(金) 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

必要なもの

- ①対象児童の健康保険証、子ども医療証
- ②印鑑
- ③児童扶養手当証書、または年金受給中の方は年金証書
- ④マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード(同番地世帯全員分)
- ⑤本人確認ができるもの(運転免許証など)



問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎ 934-2250

DVに関する相談窓口のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者や恋人などから受ける暴力です。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するなど暴力にあたります。一人で悩まずご相談ください。相談料は無料です。秘密は守られます。

【相談窓口】

<p>●福岡県配偶者暴力相談支援センター(県粕屋保健福祉事務所) ☎939-0511 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日を除く。</p>	<p>●福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎663-8724 受付時間 月曜日～金曜日 17時～24時 土曜日・日曜日・祝日 9時～24時</p>
<p>●福岡県あすばる女性相談ホットライン ☎584-1266 受付時間 9時～17時 金曜日は18時～20時30分も受付 ※8月13日～15日を除く。</p>	<p>●かすや地区女性ホットライン(NPO法人福岡ジェンダー研究所) ☎401-5353 受付時間 10時～17時 木曜日のみ10時～19時 ※祝日を除く。</p>
<p>●男性DV被害者のための相談ホットライン ☎571-1462 受付時間 水曜日・木曜日 17時～20時 金曜日 12時～16時 ※祝日を除く。</p>	<p>●LGBTの方のDV被害者相談ホットライン ☎080-2701-5461 受付時間 第2火曜日 12時～16時 第4火曜日 17時～20時 ※祝日を除く。</p>

問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎ 934-2278

※すべて年末年始を除きます。

高齢者・障がい者福祉サービスの見直しについて

町では、毎年度、町行財政の適切な運営の為に事業の見直しを行っておりますが、平成29年4月1日(土)から変更になる事業のうち、高齢者および障がい者に係るものについてお知らせします。急速に進む高齢化や厳しい財政状況の中、今回は助成事業について大規模な見直しを行っております。今後は介護予防事業などの充実を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

福祉サービス名	見直し内容
在宅酸素濃縮器電気使用料助成	廃止
高齢者等介護手当	廃止
はり・きゅう利用券	廃止
福祉タクシー利用券	高齢者(要介護者)について廃止
敬老祝金	・対象者縮小 ・100歳以上の支給額減額 ・口座振込に変更
紙おむつ購入費給付	所得制限の導入(対象者を非課税世帯に限定)

問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278 福祉課 高齢者支援係 ☎934-2243